

武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画策定における論点、課題等について

公募委員 田中 透

市民後見人

- 市民後見人が後見を行うのがふさわしいケースとは？ 友人関係にある方、日常生活支援員として支援してきた方など、それまでにある程度関係性を有する方が好ましいのでは？
- 日常生活生活支援員のスキーム（公社の非常勤職員となり、公社の専門員のアドバイス、サポートのもとで活動）を市民後見スキームにも活用しては？市民後見人の心理的負担がかなり軽減されるのでは。

親族後見人

- 成年後見制度の利用促進には親族後見の促進が重要なポイント。親族後見人等の理解不足・知識不足から生じる不正事案の発生を回避するためにも、親族後見人となるためには市民後見人養成講座のようなものの受講を前提とするような運用はどうか？
- 親族後見人の後見監督は、市民後見人の場合と同様に公社が行うのはどうか？
- 親族後見人が後見報酬をとらない場合は、公社の後見監督報酬は公費負担とし、親族後見人に負担がかからないようにすることはどうか？
- 親族後見人と被後見人との間には、これまで培われてきた“お財布の共有”のかたちがあるケースも。それを後見開始により、すべてリセットされなければいけないものか？

法人後見人

- 今後の施策の目標である「認知症高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧にくみ取り、その生活を守り、身体保護の側面も重視する」ことを実現するために、居宅介護支援事業者が法人後見を担う可能性をどう考えるか？
- 今後の施策の中で、「社会福祉法人においては、自ら成年後見等を実施することも含めた取組が期待される。」とあるが、特養を運営する社会福祉法人が入所者の法人後見を行うことの可能性をどう考えるか。利益相反の問題は後見監督の仕方次第で解消可能か？
- 特養を運営する社会福祉法人で法人後見が可能な場合、有料老人ホームを運営する株式会社が法人後見を行うことも可能か？
- 成年後見と医療・介護は密接に関連しており、担い手確保の面からも医療・介護提供者が法人後見を行う方法を模索することは必要ではないか。

広報

- 成年後見等の申立ての動機は、預貯金の解約等が最も多く、次いで介護保険契約（施設入所）となっていることも踏まえ、“お金”と“介護”にかかわるシーンでの広報をより強化しては？
- 例えば、銀行もしくはクレジットカード会社からの郵送物に後見制度のお知らせを入れる。
- 要介護認定もしくは見直しのとき（日常生活自立度が一定のレベルに達したとき）に成年後見制度の利用の件をお伝えする等。

意思把握

- 意思確認シートのようなものを作成し、地域ネットワーク関係者が適宜情報を更新し、それを中核機関に集約し、それを後見人含め関係者で共有できるようなかたちをつくれぬか？

医療同意

死後事務

- 医療同意及び死後事務を後見人に委ねる運用は、後見人に過度な負担にはしないか？
- 上記意思確認シートの整備をはかりつつ、医療同意については、医療機関側に、死後事務については中核機関（もしくは中核機関が指定する事業者）に担ってもらえるような組織的対応ができないか？